

下水道管渠実施設計業務委託

標準仕様書

令和 4 年 3 月

貝塚市 上下水道部 下水道推進課

目次

第1章	總	則	• • • •	3
第2章	調	查	• • • •	5
第3章	設 計	一 般	• • • •	7
第4章	設 計	細 則	• • • •	8
第5章	測	量	• • • •	10
第6章	照	查	• • • •	11
第7章	提 出	図 書	• • • •	12
第8章	準拠すべき	図書	• • • •	13

第1章 総則

1－1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書にもとづいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1－2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書及び設計書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に従い施行する。

1－3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1－4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1－5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1－6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1－7 許可申請

(1) 受託者は、工事に必要な許可申請書（占用許可等）に関する事務を、監督員と打ち合わせの上、迅速に処理しなければならない。

(2) 関係官公庁または、施設管理者による許可条件及び施行条件は、設計業務に反映しなければならない。

1－8 提出書類

(1) 業務の着手及び完了にあたって、本市の定める所定の様式により、諸届けを提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

(2) 提出を要する書類は、下記のとおりである。部数については変更することがある。

(a) 着手時

- | | |
|--|-----|
| ● 着手届 | 1 部 |
| ● 管理技術者届及び経歴書 | 1 部 |
| ● 照査技術者届及び経歴書 | 1 部 |
| ● 管理及び照査技術者の資格者証 ^写 、雇用証明 ^写 | 1 部 |

● 業務計画書	2 部
● 業務工程表	1 部
● 職務分担表（必要に応じて）	1 部

(b) 完了時

● 完了届	1 部
● 納品書（引渡書）	1 部
● 請求書	1 部
● 銀行口座振替依頼書	1 部
● 成果品	1 式

1 - 9 管理技術者、照査技術者および技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、総合技術監理部門技術士（下水道）、技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受託者は遺漏なき照査を実施するために、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。また、照査技術者は管理技術者と兼任することはできない。
- (4) 受託者は、業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (5) 受託者は、屋外における測量業務・試験調査に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるよう管理及び監督しなければならない。

1 - 10 工程管理

- (1) 受託者は、現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した実施工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- (2) 実施工程表について監督員が特に指示した場合には、更に細部の実施工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- (3) 特に時期の定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の調整を図ること。
- (4) 業務の着手前に業務計画書を提出し、監督員の承認を得ること。

1 - 11 付近居住者との交渉

受託者は、付近居住者と交渉を必要とするとき、また、交渉を受けたときは、誠意を持って解決を図り、解決後は遅滞なく、本市監督員に報告しなければならない。

1－1－2 審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 審査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務のかしが発見された場合、発注者の指示により、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1－1－3 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市検査員の検査の合格をもって、業務の完了とする。

1－1－4 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1－1－5 疑義

本仕様書及び設計図書に明記のない場合又は、疑惑を生じた場合は、双方協議して定める。

1－1－6 その他

試験掘調査により市水道本管が下水道工事の支障となることが確認された場合、本市水道部局より水道管の移設に必要な詳細設計業務を受託者と随意契約する予定である。

第2章 調査

2－1 現地踏査

- (1) 設計対象地域を踏査し、地勢、環境、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等調査し、計画路線の現地を十分に把握しなければならない。
- (2) 街路毎の地上写真を撮影し、位置図と共に整理すること。

2－2 資料の収集及び調査

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等においての将来計画を含め十分調査しなければならない。

2－3 渉外事務

受託者は、調査、設計上必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、受託者の責任において解決できない場合は、監督員と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、隨時報告すると共に業務完了時に提出しなければならない。

2－4 公私有地の確認

- (1) 道路、水路等について公私の不明確な場所については、公図並びに土地台帳により調査確認し、色分け整理して提出しなければならない。
- (2) 土地調査は、法務局にて公図及び登記簿謄本を閲覧し、閲覧簿一覧表を作成しなければならない。

2-5 汚水柵調査

- (1) 汚水柵調査は、当市交付の身分証明書を携帯し、腕章を着用しなければならない。
- (2) 汚水柵調査は、綿密に実施し設計に反映しなければならない。
- (3) 汚水柵の深さは、敷地形態及び排水計画等により決定する。最低深さ80cmとする。また80cm以下になる汚水柵は、監督員と協議すること。

2-6 試験掘調査

- (1) 試験掘調査には、受託者は必ず立会い、地下埋設物の種類、材質、位置、深さ、構造等それらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。
- (2) 試験掘箇所は、本市監督員が指示する所で行い、監督員の承認の上、工事に着手し埋設物を露出した時は直ちに本市監督員に通知の上、簡単な説明を記入し、写真撮影すること。
- (3) 試験掘工事は、物件に損傷なきよう速やかに行うものとし、地下埋設物保護に要する費用は、受託者の負担とする。尚、道路状況により、昼間か夜間工事かは、本市監督員の指示による。
- (4) 試験掘横断図は、平面図との関係を確認できるようにして、本市指定様式（別紙）の埋設物調査表に詳細を記入作成すること。
- (5) 本市監督員が指示しない場所でも、設計に際し必要と認められる場合は受託者が試験掘を実施すること。
- (6) 試験掘の結果は、地盤高、埋設物件はすべてTP標示する。
- (7) 仮BMは側溝又は付近の強固な位置に設置し、又道路端より埋設物までの距離の基準となる位置を現地に明記する。
- (8) 関電、NTT等その他の物件で巻き立て等をしている物件については縦、横の寸法を記入のこと。
- (9) 側溝の幅、深さ、道路幅員、歩道幅員を明記のこと。
- (10) 工事に際し、下記の事項を厳守すること。
 - ① 試験掘に際しては、交通整理員を配置し、必要な機械器具、道路標識赤色注意燈、保安柵等の保安施設を完備し、現場の安全、交通事故防止等、諸官庁の指示する条件を守ること。
 - ② 埋戻土は、購入土を使用する。厚さ30cm毎に埋戻し、締固め、順次埋戻しを行うものとする。埋め戻し地盤は、原地盤と同じにする。
 - ③ 掘削は必ず人力掘削にて行うこと。
 - ④ 舗装道路については、掘削したその日に常温合材で舗装し、路面が安定した後、アスファルト合材により、舗装すること。
 - ⑤ 舗装復旧箇所10箇所に一本程度、監督員の指示する場所において舗装コアを採取すること。

⑥ 仮復旧跡には、埋設物の位置及び種類を復旧後に測量ピンにてマークすること。種類の色別は、下記のとおりとする。

- | | |
|--------|----|
| ・ガス | 緑色 |
| ・水道 | 水色 |
| ・N T T | 黄色 |
| ・関電 | 橙色 |
| ・下水 | 茶色 |

(11) 地下埋設物調査報告書の他に次のものを提出すること。

- ① 納品伝票
- ② 残土及びアスファルト塊（産業廃棄物）の処分地の承諾書、及び処理証明書。産業廃棄物の処理証明は、マニフェストシステムにて管理すること。
- ③ 試掘箇所の写真撮影は、作業工程については5箇所に1回毎の撮影とし、埋設管の写真撮影及び出来形については掘削毎とする。

第3章 設計一般

3-1 一般的事項

- (1) 業務は、監督員と十分協議打ち合わせの後、施行しなければならない。
- (2) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (3) 打ち合わせには議事録をとり、内容を明確にして、その都度本市監督員に提出し、確認を受けなければならない。

3-2 設計基準等

- (1) 設計にあたっては、本市の指定する図書（本市設計基準書等）及び本仕様書第8章「準拠すべき図書」に基づき、設計業務を行わなければならない。
- (2) 市道占用における下水道管の最低土被りは、1.0mを原則とする。府道・国道については、各道路管理者と協議のこと。

3-3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議の上、これらの解決にあたらなければならぬ。

3-4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3-5 基本計画の精査

受託者は、流域踏査等の調査後、処理区域全体の基準計画を精査した上で設計対象流域の実施計画を行わなければならない。

3-6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な下水道事業計画書、土地調査書、測量成果書等の資料を所定の

手続きによって貸与する。

3－7 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記し、その写書を提出しなければならない。

第4章 設計細則

4－1 系統図及び流量表の見直し訂正

調査完了後、本市の設計基準等に基づき基本計画の系統図、流量表を見直し、訂正をし、本市監督員の確認を得なければならない。

4－2 中間報告

設計図を作成する前に、仮平面縦断図を作成し本市監督員の承認を受けなければならぬ。

4－3 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、本市監督員の承認を受けなければならない。

① 位置図

位置図（S=1/2,500～5,000）は地形図に施工箇所を記入する。

② 統系図

系統図（S=1/500～1,000）は設計対象全流域について作成すること。市区町の名称及び境界線、主要な官公庁、会社等の名称、水準基標、水路、公園、池、既設管の径、実施管の位置、形状、管径、勾配、路線番号、区間距離、及び凡例表題等。

③ 平面図

平面図（S=1/250～1/500）は施工箇所の管渠の平面位置、形状管径、勾配、路線番号、区間距離、枠、取付管等付属施設、補助工法区間等を記入し、隣接構造物、家屋その他構造物と明確に区分できるようにする。又、地下埋設物の位置、仮BMの位置も明確に記入する。

④ 詳細平面図

詳細平面図（S=1/50～1/100）は、地下埋設物輻輳箇所、重要構造物近接箇所及び河川・国道等横断箇所特に詳細図を必要とし監督員が指示する場合には、平面図及び断面図を作成する。

⑤ 縦断面図

縦断面図（S=縦1/100、横1/300～1/500）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管渠の位置・形状・管径・勾配・平面図との対照番号・区間距離・追加距離・

管底高・掘削深・地盤高・土被り・人孔の種別及び河川・鉄道・国道等の位置と名称・流入及び交差する管渠の位置・番号・形状・管径・管底高・地下埋設物の名称・位置・形状・寸法等を記入する。

⑥ 横断面図

横断面図（S=1/50～1/100）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管渠の位置・平面図との対象番号・形状・管径・地盤高・掘削深・管底高及び地下埋設物の名称・位置・形状・寸法等を記入する。又、道路幅員の拡大及び縮小箇所・構造図の断面変化・地下埋設物の位置・種類の変化等を生ずる場合は必ず横断図を作成すること。

⑦ 単位

記入する数値の単位は、すべてmで管径のみ mmとする。距離は、小数以下2位止とし、管底高は小数以下3位止とする。

⑧ 構造図

構造図（S=1/10～1/100）は、施設平面図、縦断面図の同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、立坑、薬注、土留、特殊マンホール等は特に構造を必要とし、監督員が指示するもの。

⑨ 仮設図

仮設図（S=1/10～1/100）は、構造図と同一記号を用いて作成する。仮設図には、掘削幅・長さ・深さ・地盤高・床掘高及び使用する材料の名称・形状・寸法・位置・他の地下埋設物防護工ならびに補助工法の範囲、名称等を記入する。

⑩ その他

工事許可申請用の図面、仮設図面等工事施工に際して打ち合わせ又は、申請のため、必要な図面で監督員が指示するもの。

道路舗装本復旧に際しての舗装の求積図（現地測量三斜）数量と図面及び既設区画線図面を作成する。

4-4 工法の選定

- (1) 工法については、関係官公庁、企業との協議事項、施工箇所の状況、その他関係資料等を検討のうえ、工事の難易、経済性、工期等を考慮し、監督員と打ち合わせしなければならない。また、工法決定に至るまでの検討工法の種類、コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害についての検討等を行った工法比較検討書を提出しなければならない。
- (2) 特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本又は説明書を本市に提出し、監督員と協議しなければならない。

4－5 各種計算

- (1) 管種・管基礎・推進力及び構造計算・仮設計算・補助工法等の計算にあたっては、監督員と十分打ち合わせの上、計算方針を確認して行わなければならない。
- (2) 数量計算は、土工・管・管基礎・覆工・人孔・取付管・污水栓等及び構造物・仮設・補助工法等材料別に数量を算出する。

4－6 占用願図書作成

占用許可（道路占用、河川占用等）を得るための必要な関係図書は、すみやかに作成し、本市監督員の審査を受け提出しなければならない。

4－7 施工計画書

計画書の作成にあたっては、工程表、施工方法、概算工事費、仮設図等工事施工上必要な事項について本市監督員と協議のうえ提出しなければならない。

4－8 その他

金抜き設計内訳書及び特記仕様書の必要がある場合は、本市監督員の指示により作成しなければならない。

第5章 測量

5－1 作業確認

受託者は、主要な測量作業段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ本市監督員の指示した箇所については本市監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

5－2 作業管理

- (1) 受託者は、作業実施にあたり、関係法規を厳守し常に適切なる管理を行わなければならない。
- (2) 測量現場が隣接し、又は同一場所において別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
- (3) 受託者は、測量実施に当たり、水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- (4) 受託者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

5－3 土地の立ち入り等

- (1) 受託者は、測量を実施するため、国、公有又は私有地の土地に立ち入る場合はあらかじめ本市監督員に報告するとともに、受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち、円滑な測量の進捗を期さなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときには、これを提示しなければならない。
- (2) 受託者は、測量実施当たり宅地又はかき、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、

あらかじめ占有者に通知しなければならない。

- (3) 受託者は、測量実施のため植物、かき、さく等の伐採又は土地、若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。この場合において生じた損失は、特記仕様書に示すほかは請負者が負担するものとする。

5－4 関係官公庁その他への手続き等

- (1) 受託者は、測量実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは本市監督員と打ち合わせのうえ、請負者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を本市監督員に申し出て協議するものとする。

5－5 その他

- (1) 平面図には道路網に沿って下記の地物を明記すること。
- ① 歩車道の区分、府道、国道、市道等の境界線
 - ② 街渠、街渠畔、側溝等の状況
 - ③ 電柱、地下埋設物の人孔、止水栓等の位置
 - ④ 家屋、屋敷等の境界を明示し、使用者名を記入する
- (2) 測量杭（ピン）については白色のワッシャーとする。なお、人孔設置位置については、人孔芯の位置にピンを設置し、赤色のワッシャーを使用する。
- 5－6 設計図作成
- (1) 設計図面の大きさはA1を原則とする。
- (2) 設計図面は、各号線毎にA1の大きさに入るよう左上に平面、左下に縦断、右側に横断を配置することを原則とする。
- (3) 工事名、図面番号、図種、縮尺、作製年月日を設計図の右下に記入すること。
- (4) 設計図の文字、数字はハッキリと統一性のあるものとすること。
- (5) 設計図の工事起点は下流とし、左側より記載すること。
- (6) 設計図の右端中央に、人孔関係の設計数量一覧表を記入すること。

第6章 照査

6－1 照査の目的

受託者は業務を施行する上で、技術資料等の諸情報を活用し、充分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6－2 照査事項

受託者は設計全般にわたり地下水の浸水防止、地震時の対策、最適な管渠の維持管理を基本として以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 基本条件の検討内容について
- ② 比較検討の方法及びその内容について
- ③ 設計計画（設計方針・設計手法・構造計算・仮設計画書等）の妥当性について
- ④ 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等）について
- ⑤ 設計書と設計図の整合性について

6 - 3 照査の確認

受託者は照査業務の確認の為の報告書及び確認を行った成果品を提出すること。

第7章 提出書類

7 - 1 提出図書

(1) 実施設計（提案）関係提出図書

図書名	縮尺	提出部数
1 位置図	1/2,500～1/5,000	原図 1式 製本 2部
2 系統図	1/500～1/1,000	〃
3 施設平面図	1/250	〃
4 詳細平面図	1/50～1/100	〃
5 縦断面図	縦1/100横1/300～1/500	〃
6 横断面図	1/50～1/100	〃
7 構造図	1/10～1/100	〃
8 地下埋設物移設図（他埋設管の移設が必要な範囲を示すもの）		〃
9 公私道調査図	（道路種別及び道路内民地所有者を示すもの）	〃
10 流量表	（本市の様式）	〃
11 水理計算書		〃
12 構造計算書		〃
13 数量計算書		〃
14 金抜き設計内訳書		〃
15 特記仕様書		〃
16 施工計画書		〃
17 占用願図書		〃
18 工法検討書		〃
※ 10～18については必要に応じ、監督員が指示した場合、提出する。		
※ 図書は黒箱（金文字印刷：正面、側面）にて正副2部で提出する。		
次ページに見本を示す。		

令和〇年度

〇〇処理分区設計業務委託その〇

(貝塚市 〇〇 地内)

報告書

令和〇年〇月

貝塚市上下水道部下水道推進課

〇〇設計会社

7-2 測量関係提出図書

図書名	縮尺	提出部数
1 測量原図		原図 1 部
2 野帳		"
3 測量平面図	1/100～1/500	原図 1 式製本 2 部
4 縦断図	縦 1/100 橫 1/100～1/500	"
5 横断図	1/50～1/100	"
6 縦断高低図	3 の測量平面図に高低高記入	"
7 街路写真		
※	1～7 については必要に応じ、監督員が指示した場合、提出する。	

7-3 地下埋設調査

図書名	縮尺	提出部数
1 位置図	1/2,500～1/5,000	
2 平面図・横断図	1/100～1/500	原図 1 式一括製本 2 部
3 試掘写真		製本 2 部

7-4 その他の資料

- 1 その他打ち合わせ、申請等に関する監督員の指示した図書
- 2 打ち合わせ議事録
- 3 公私有地の調査図
- 4 登記簿謄本の写し及び閲覧簿一覧表

第8章 準処すべき図書

8-1 準処すべき図書

(1) 業務は、下記に掲げる図書に準処して行うものとする。これら以外の図書に準処する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

- 1 下水道管渠実施設計基準書（貝塚市下水道推進課）
- 2 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- 3 下水道維持管理指針（　　〃　　）
- 4 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（　　〃　　）
- 5 下水道維持管理指針 管路施設編（　　〃　　）
- 6 下水道管路施設設計の手引（　　〃　　）
- 7 下水道施設の耐震対策指針と解説（　　〃　　）

- 8 下水道施設耐震計算例管路施設編 (〃)
- 9 下水道推進工法の指針と解説 (〃)
- 10 水理公式集 (土木学会)
- 11 コンクリート標準示方書 (〃)
- 12 トンネル標準示方書 (シールド工法編) • 同解説 (〃)
- 13 〃 (山岳工法編) • 〃 (〃)
- 14 〃 (開削工法編) • 〃 (〃)
- 15 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- 16 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- 17 道路土工-仮設構造物工指針 (〃)
- 18 道路土工-擁壁工指針 (〃)
- 19 道路土工-カルバート工指針 (〃)
- 20 共同溝設計指針 (〃)
- 21 道路橋示方書・同解説 (〃)
- 22 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)
- 23 建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)
- 24 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)

別紙 試験掘工事様式（製本はA3サイズ）

NO. ○○ 埋設物調査表		調査日： 年 月 日							
<u>位 置 図 S=1/500</u>		<u>断 面 図 S=1/50</u>							
<u>平 面 図 S=1/100</u>		埋 設 物			ヨ リ (m)	土 被 り (m)	レ ベ ル (m)	備 考	
		種 類	材 質	形 狀			*必要時		
		側溝・水路壁 の状況等			舗装材料名		厚 さ(cm)	路盤材料名	厚 さ(cm)
					1			1	
道路幅員		m	地 下 水 位	GL-	m	2		2	
土 質 特記事項					3			3	
					合 計				合 計

永寿千石荘処理分区設計業務委託

特記仕様書

令和7年4月

貝塚市上下水道部下水道推進課

第1条 総 則

1. 本仕様書は、『永寿千石荘処理分区設計業務委託』に適用するものである。
2. 本仕様書に疑義のある時は、延遲なく本市監督員と協議し指示を受けること。
3. 本設計業務委託とは別に、試験掘削工事を別途市の土木工事として発注を予定しており
試験掘削の際には、全箇所必ず現地立会の上、地下埋設物の状況把握を行うこと。
※試験掘削は休日作業の場合もあるため臨機応変に対応すること
4. 8月8日までに試験掘り箇所を提出すること

第2条 設計細則

1. 本設計条件の補正項目及び各種検討業務は、下記の設計条件項目表に示す通り
である。また、実施設計の補正は、別紙「基準歩掛補正表」を参照するものとする。

第3条 適用歩掛

1. 設計：公益社団法人 日本下水道協会発行『下水道用設計標準歩掛表-第3巻 設計委託-』
令和6年版を適用しております。
2. 測量：一般財団法人 経済調査会発行『設計業務等標準積算基準書』令和6年度
を適用しております。

第4条 土質試験

1. 積算上、『技術管理費』として計上しており、「その他原価」の経費対象外としている。
2. 別途発注の試験掘削の際に掘削土の採取を行い、土質試験に使用すること。

設計条件項目表

項目	設計条件
場所	貝塚市 名越外1 地内
管径・工法及び延長	詳細設計：開削工法（内径1200mm未満）・・・ 776.0 m 詳細検討：推進工法（刃口・小口径）・・・ 306.0 m
特殊構造物	特殊構造物（有無）：耐震設計（有無） 簡易な特殊マンホール（0基） 特殊マンホール（0基） マンホール形式ポンプ場（2次製品）（0基） マンホール形式ポンプ場（現場打ち）（0基） 吐口、その他（0）
報告書作成	（有）無（工法は2つ以上とする。）
照査	各工種共に作業内容の項目の一部を削除する場合、照査の項目の歩掛は削除した項目の基準歩掛に占める割合を減じておりません
設計協議	中間打合せ 3 回
施工法等の比較検討	（有無） a) 管路の掘削工法（有無） b) ①急曲線（有無） ②土被り1.5D以下（有無） ③近接構造物（0箇所） ④軌道横断（0箇所） ⑤河川横断（0箇所） ⑥高架道横断（0箇所）
耐震設計（応答変位法）	（（有）（）無）
耐震設計	レベル1地震動 レベル1及びレベル2地震動、無 (開削・推進工法(刃口・小口径))
設計条件補正	有（）無
地盤条件補正	有（）無
工区数補正	3 工区(開削工法) 1 工区(推進工法)
その他補正	（有（）無）

基準步掛補正表

開削工法(内径1200mm未満)

(500m 当り) (単位:人)

基準歩掛

推進工法(刃口、小口径管)

(500m当たり)(単位:人)